

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

令和2年10月1日

改正 令和5年1月1日

建設工事請負契約書第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととします。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、市長が兼任可能と判断した工事については兼任を認める。

(1) 兼任することができる工事

次の条件をすべて満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

①飯田市発注工事の間で認める。ただし、国又は県並びに他市町村の工事等（以下「県工事等」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。

②兼任可能な件数は、2件までとする。

③当初契約の請負代金額が2件とも 4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満のものとする。

ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて該当する工事はこの限りではない。

④工事個所は、すべて飯田市内であること。

⑤連絡体制として、兼任する発注工事の現場に連絡員を配置する。

(2) 兼任することができない工事

①交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

②労働安全衛生規則第90条に該当する工事

③難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れのあることなどから兼任を認めることが適当でないとして発注者が判断した工事

2 兼任を認める場合のその他の条件

(1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

(2) 現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。

(3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築すること。

(4) 既に現場代理人となっている工事の発注者に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。

(5) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配

置すること。

- (6) 兼任が認められた場合においても、監督員が特に必要と認める期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。
- (7) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃、工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。
- (8) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

3 現場代理人の兼任に関する手続等

(1) 兼任届の提出

- ① 飯田市発注工事間の工事等の場合、受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（飯田市発注工事間の兼任）（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を財政課へ提出する。
- ② 県工事等との兼任の場合、受注者は、契約時に提出する技術者等の通知書と合わせ（既に契約中の飯田市発注工事と県工事等を兼任する場合は、県工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（県工事等との兼任）（様式1-2）及び連絡員配置届（様式2）を財政課へ提出する。
- ③ 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

(2) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

(3) 発注者による受注者への回答

① 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等にて伝える。

② 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

4 適用時期

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

〔参考〕

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）

1. 令第 27 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係にある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等の含まれると判断して差し支えない。